

引縄釣漁業の許可の基準

滋賀県漁業調整規則（令和２年滋賀県規則第 103 号。以下「規則」という。）第 4 条第 12 号に掲げる引縄釣漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 5 項および規則第 11 条第 5 項に規定する基準を次のとおり定める。

第 1 条 引縄釣漁業に係る許可または起業の認可（以下「許可等」という。）の申請が、許可等をすべき船舶の数を超えた場合には、次のとおり優先順位に従って許可等をする者を定める。

（１）第 1 位 次のア、イのいずれにも該当する場合。

ア．当該漁業の許可を受けた者であって、引き続き当該漁業を営むために申請する場合。

イ．当該漁業の許可を受けた者であって、その許可の有効期間中、操業の実績がある者。

（２）第 2 位 次のア、イのいずれかに該当する場合。

ア．当該漁業の許可を受けた者の従事者であって、その許可の有効期間の満了日以降において、当該漁業を営むために申請する者。

イ．国または県の漁業研修制度を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする者。

（３）第 3 位 本条第 1 号および 2 号に該当しない者であって、当該漁業以外の漁業を 1 年間に 90 日以上営んでおり、操業の実績がある者。

（４）第 4 位 第 1 号から第 3 号のいずれにも該当しない者。

第 2 条 前条の規定において同順位となる者があった場合は、法第 58 条において読み替えて準用する同法 42 条第 6 項および規則第 11 条第 6 項の規定に基づき、公正な方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

附則

この基準は、令和 7 年 月 日から施行する。